

神奈川県監査委員公表第 16 号

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定に基づき、神奈川県教育委員会委員長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

平成 24 年 11 月 22 日

神奈川県監査委員 真 島 審 一
同 高 岡 香
同 長 峯 徳 積
同 持 田 文 男
同 鈴 木 ひでし

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立金沢文庫
- 2 監査実施日
平成24年 2 月 3 日（平成23年12月21日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7 月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第 9 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 財産管理事務において、照明設備、諸標等の管理に当たり、教育財産の管理等に関する規程で定める教育財産台帳に登載していないものがあった。	指導事項については、財産管理に係る関係諸規定の理解が不十分であったことによるものであり、速やかに土地使用貸借契約の締結や教育財産台帳への登載など所要の手続を講じた。 今後は、このようなことがないよう、関係諸規定の理解の向上を図るとともに、遵守を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立神奈川工業高等学校
- 2 監査実施日
平成24年 5 月30日（平成24年 4 月13日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7 月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第 9 号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
(指導事項) 契約事務において、委託契約に基づく提出書類を受託者から受領していないなど、事務処理が不適切なものがあった。	指導事項については、契約書記載内容についての理解と業務の進行管理及び履行確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数

	職員による契約内容及び履行の確認を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。
--	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立光陵高等学校
- 2 監査実施日
平成24年 5月 8日（平成24年 3月28日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>物品管理事務において、現存しなかった備品について、その事実を備品出納簿に記録することなく、神奈川県財務規則の改正による備品管理基準額の変更を理由に消耗品への組替えを行っているものがあつた。</p>	<p>指導事項については、平成23年 1月13日付け会指第76号通知の理解不足があつたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則及び備品管理に係る関係規定の理解の向上と遵守を徹底し、所属全体での備品管理体制を強化するとともに、備品管理事務の手引きに基づき適切な備品管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立荏田高等学校
- 2 監査実施日
平成24年 5月28日（平成24年 4月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、使用料の積算を誤つたため、2件、23,319円が徴収不足となつていた。</p>	<p>指導事項については、財産管理に係る関係規定の理解が不十分であつたことによるものであり、過少分については、変更許可及び調定を行い、使用許可先から平成24年 5月 7日及び5月 9日に収入済となつている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、関係規定の周知徹底を図るとともに、複数職員での確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立横浜桜陽高等学校

- 2 監査実施日
平成24年 5月29日（平成24年 4月16日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第 9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、ガス漏れ警報機賃貸借契約の締結に当たり、長期継続契約に必要な特約条項を契約書に定めていなかった。</p>	<p>指導事項については、契約内容の確認が不十分であったことから、長期継続契約に必要な特約条項を定めていなかったものであり、平成24年 4月18日に変更契約を締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数職員で確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立上矢部高等学校
- 2 監査実施日
平成24年 4月23日（平成24年 2月21日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年 7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第 9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <p>1 契約事務において、業務用エアコンの処分に当たり、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けていない業者と収集運搬及び処分の契約を締結していた。また、支出科目にも誤りがあった。</p> <p>2 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可に当たり、自動販売機設置面積の算定を誤ったため、使用料 2,363円が徴収不足となっていた。</p>	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、産業廃棄物に係る法令及び神奈川県財務規則の理解不足によるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、法令及び規則の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p> <p>2 財産管理事務については、教育財産の管理等に関する規程の理解不足によるものであり、徴収不足額については、変更許可及び調定を行い、使用許可先から平成24年 3月29日に収入済となっている。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規程の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立相模原総合高等学校
- 2 監査実施日
平成24年 1月13日（平成23年12月 1日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 予算の執行において、簡易専用水道検査代の執行に当たり、事前に見積書を徴しておらず、また、支出負担行為として整理する時期も不適切であった。</p>	<p>指導事項については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、神奈川県財務規則の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化し、適正な事務執行に努めることとした。</p>

1 監査実施箇所名

神奈川県立七里ガ浜高等学校

2 監査実施日

平成24年5月23日（平成24年4月10日職員調査）

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 契約事務において、神奈川県財務規則及び同運用通知で定める契約の解除条件を契約書に記載していないものがあつた。また、契約で定めた材料検査を実施していなかった。</p>	<p>指導事項のうち、契約解除条件の未記載については、審査・点検不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約書内容の審査・点検は、神奈川県財務規則及び同運用通知に則して充分精査し、慎重に契約事務を行うこととし、適正な事務執行に努めることとした。 また、材料検査の未実施については、業者への指示・確認不足によるものである。 今後は、このようなことがないよう、契約条項に基づき確実に検査を実施することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>

1 監査実施箇所名

神奈川県立有馬高等学校

2 監査実施日

平成24年5月28日（平成24年4月17日職員調査）

3 監査の結果に関する報告の公表

平成24年7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第9号

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項) 財産管理事務において、諸標2個の管理に当たり、教育財産の管理等に関する</p>	<p>指導事項については、教育財産の管理等に関する規程の理解が不十分であったこと及び</p>

<p>規程で定める教育財産台帳に登載していなかった。また、自転車置場を工作物でなく建物として管理していた。</p>	<p>台帳と現況の照合が不徹底であったことによるものであり、平成24年7月12日に教育財産台帳への登載等を行った。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、規程の周知徹底を図り、適切な財産管理を徹底することにより、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立横浜南養護学校
- 2 監査実施日
平成24年4月11日（平成24年2月28日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>支出事務において、次のとおり誤りがあり、事務処理が著しく不適切であった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 全国高等学校長協会特別支援学校部会費ほか1件について、請求から3月を超えて支払っていた。 2 神奈川県財務規則及び同運用通知で定める立替払いのできる経費に該当しないにもかかわらず、立替払いで処理しているものがあった。 	<p>指導事項については、次のとおり措置した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 会費の支払遅延については、教員と事務職員との連携及び進行管理が不十分であったことによるものである。 <p>今後は、このようなことがないよう、教員と事務職員との連携を密にするとともに、複数職員による進行管理を徹底し、適正な事務執行に努めることとした。</p> 2 立替払いの処理については、教員と事務職員との連携不足と神奈川県財務規則及び同運用通知の理解が不十分であったことによるものである。 <p>今後は、このようなことがないよう、教員と事務職員との連携を密にするとともに、関係諸規定の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>

- 1 監査実施箇所名
神奈川県立高津養護学校
- 2 監査実施日
平成24年3月7日（平成24年1月17日職員調査）
- 3 監査の結果に関する報告の公表
平成24年7月31日（神奈川県公報号外第52号）神奈川県監査委員公表第9号
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>(指導事項)</p> <p>契約事務において、業務用エアコンの買い換えに伴う既存品の処分に当たり、</p>	<p>指導事項については、関係法令に対する認識や神奈川県財務規則の理解が不足していた</p>

<p>産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受けていない購入業者と収集運搬及び処分の契約を締結していた。また、支出科目にも誤りがあった。</p>	<p>ことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、法令及び規則の周知徹底を図り、適正な事務執行に努めることとした。</p>
---	--